

1 現行条例に基づく手続きの流れ

2 改正後の手続き

市民及び市長

事業者

計画段階配慮書の作成

※市事業対象

- ・複数案の作成
- ・公告・縦覧
- ・市民意見の聴取
- ・市長意見の提出
- ・見解書

事前配慮の検討

公告・縦覧

提出

事業計画概要書の作成

電子縦覧

（インターネットの利用による公表）

公告・縦覧

提出

方法書の作成

方法書要約書の作成
電子縦覧

意見書（市民等）

市長意見

方法書説明会の開催

公告・縦覧

提出

準備書・要約書の作成

電子縦覧

意見書（市民等）

準備書説明会の開催

公告・縦覧

提出

見解書の作成

電子縦覧

市長意見

公聴会の開催

公告・縦覧

提出

評価書・要約書の作成

電子縦覧

市長意見

事業実施

公告・縦覧

事後調査報告書の作成
（工事・供用時編）

電子縦覧